

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

日頃より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、手形・小切手機能の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となった取組みであることを踏まえ、当会におきまして、下記のとおり対応することとなりました。

お客さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますとともに、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 手形・小切手帳の発行停止

令和8年3月31日（火）をもって、手形・小切手帳の発行を停止いたします。

※発行停止時点で保有されている手形・小切手帳につきましては、引き続きご利用いただけます。

※当座貯金口座からの払出しにつきましては、払戻請求書および通帳による出金も可能となりました。（開始日：令和7年4月1日）

#### 2. 自己宛小切手の発行停止

令和8年3月31日（火）をもって、自己宛小切手の発行を停止いたします。

#### 3. その他

以下の対応につきましては、令和7年4月1日（火）でお取扱いを終了しておりますので、お含み置きください。

- ・当座貯金口座の口座開設の受付
- ・令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手の取立受付

以上